

# 新関西将棋会館整備事業

## 事業者募集要項

令和4年3月

(令和4年3月18日修正版)

公益社団法人 日本将棋連盟

第1	プロポーザルの趣旨	1
第2	事業概要	2
1	事業内容に関する事項	2
(1)	事業名称	2
(2)	事業に供される施設等	2
(3)	施設等の管理者の名称	2
(4)	事業対象	2
(5)	事業方式	2
(6)	事業者への支払い	2
(7)	事業実施スケジュール（予定）	2
(8)	遵守すべき法令等	3
第3	事業者の募集及び選定に関する事項	4
1	事業者の募集及び選定の方法	4
2	募集・選定の手順及びスケジュール（予定）	4
3	応募者の備えるべき参加資格要件	4
(1)	応募者の構成等	4
(2)	共通の参加資格要件	4
(3)	各業務における応募者の資格要件	5
(4)	参加表明書の提出日以降の取り扱い	6
4	募集手続等	6
(1)	募集要項等に関する事項	6
(2)	参加表明書の受付	7
(3)	参加資格審査の確認通知	7
(4)	提案書の提出	8
(5)	募集価格	11
5	優先交渉権者の選定及び決定	11
(1)	審査の体制	11
(2)	選定の方法	11
(3)	優先交渉権者等の決定及び公表	12
第4	契約に関する基本的な考え方	13
1	契約内容についての協議	13
2	前払金について	13
3	契約の締結	13
4	応募及び契約締結に伴う費用負担	13
5	契約の解釈について疑義が生じた場合の措置	13
第5	その他事業の実施に関し必要な事項	14
1	連盟からの提示資料の取り扱い	14
2	審査委員会からの要請への対応	14
3	本事業に関する担当部署	14

以下の資料は、本事業に参加しようとするもので 第3-3(3)①または②を満たすものに電子データを配布するので、別途第5-3のホームページ内の申込フォームより申し出ること。

- 要求水準書
- 事業者選定基準
- 様式集
- 基本計画書（抜粋）

## 第1 プロポーザルの趣旨

昭和56年（1981年）に建設され、大阪市福島区に位置する現在の関西将棋会館は、西日本における将棋の拠点であり、そこでは今も語り継がれる数々の名対局が行われてきました。また、将棋ファンの棋力や将棋文化への愛着を育む場として、長年多くの人々に親しまれてきました。しかしながら、現在の会館は、建設後40年が経過し、老朽化が著しく、狭隘化やバリアフリー、トイレ設備等の課題があるため、改善が求められていました。そのような中、高槻市から誘致提案を受け、令和3年（2021年）に高槻市への移転建替えを決定しました。

日本将棋連盟は令和6年（2024年）に創立100周年を迎えますが、この記念すべき年に東西将棋会館を移転する事業に取り組んでいます。関西将棋会館の移転建替えについては、事業期間の短縮、工事の品質の向上、事業費の削減などの効率的で合理的な設計・施工を実現するために、「設計・施工一括発注方式（デザインビルド（DB）方式）」を採用することとしました。

新関西将棋会館を構想するにあたり、棋士・女流棋士、職員、現会館利用者から意見を集め、それらを踏まえて次の6つの基本方針を定めました（詳細は「基本計画書」、「要求水準書」）。

- ① 関西将棋会館の歴史と伝統を引き継ぎ、未来に繋ぐ新会館
- ② 棋士が快適に利用でき、対局に集中できる新会館
- ③ 内外共に将棋を感じられる新会館
- ④ 誰もが気軽に訪れやすい明るくオープンな新会館
- ⑤ 将来に亘って安全・快適に利用でき、サステナブルな新会館
- ⑥ 将棋と木の伝統文化を体現する新会館

連盟では、これらの基本方針を踏まえつつ、次代を見据えた斬新かつきめ細やかな提案を求めています。新会館の設計・施工にあたっては、長い歴史を持つ将棋文化への共感、高槻のまちの活性化への貢献、地球環境への配慮などの幅広い視点を持ちながら、多くの関係者との対話を大切に、将棋文化の未来を拓く拠点を構想することが重要であると考えています。

今日、藤井聡太竜王の活躍等もあり、空前の将棋ブームが起こっています。棋戦のインターネット中継やネットでの対局環境の充実、「観る将」（ルールは知らないけれど対局を見ることを楽しむファン）などファンの多様化、AI（人工知能）の活用など、将棋を取り巻く環境も大きく変わりつつあります。連盟では、こうした将棋ブームを一過性で終えることなくさらに発展させ、伝統を守りながらも、インターネットやAIといった新しいテクノロジーを積極的に活用し、日本が世界に誇れる文化の一つとして「将棋」を広めていくことを願っています。

以上の検討を踏まえて、新しい時代を象徴するような新関西将棋会館をデザインビルド方式により共に創っていくことができるパートナーとなる事業者を広く募るため、公募型プロポーザル方式による事業者選定を実施することにしました。関西における将棋文化のさらなる普及・発展のための拠点の実現に向けて、多くの事業者の参加を期待しています。

## 第2 事業概要

### 1 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

新関西将棋会館整備事業

#### (2) 事業に供される施設等

新関西将棋会館

#### (3) 施設等の管理者の名称

公益社団法人 日本将棋連盟

#### (4) 事業対象

##### ① 本対象施設

新関西将棋会館（以下「本施設」という。）

##### ② 事業の範囲

本事業で選定された事業者が行う主な業務は、次のとおりである。具体的な事項については、本事業に参加しようとする者に交付する要求水準書等において提示する。

ア 本施設の設計業務

イ 本施設の建設業務（外構整備を含む）

ウ 本施設の工事監理業務

エ 本施設の整備に必要な関連調査業務

#### (5) 事業方式

本事業は、設計及び建設工事を一体的に発注する設計施工一括発注方式（デザインビルド方式）によるものとする。

#### (6) 事業者への支払い

ア 設計業務に対する対価

設計業務の完了後に支払うものとする。

イ 建設業務に対する対価

前払金として建設業務に係る費用の2割を支払い、残額については、建設業務の完了後に支払うものとする。

ウ 工事監理業務に対する対価

工事監理業務の完了後に支払うものとする。

#### (7) 事業実施スケジュール（予定）

本事業のスケジュール（予定）は、次のとおりである。

日 程	内 容
令和4年6月	設計 <b>施工</b> 契約締結
令和4年7月	本施設的设计着手
令和5年度	本施設の建設
令和6年2月末	本施設の引渡し

#### (8) 遵守すべき法令等

本事業を実施するに当たり、遵守すべき法令及び条例等、参考とすべき仕様書等を遵守すること。  
 なお、これらに基づく許認可等が必要な場合は、事業者がその許認可等を取得すること。

なお、解釈に関して基準等の間で相反する等疑義が生じた場合は、別途連盟と協議の上、適否について決定するものとする。

### 第3 事業者の募集及び選定に関する事項

#### 1 事業者の募集及び選定の方法

本事業では、新関西将棋会館の設計、建設、工事監理についての事業者の幅広い能力や提案内容を総合的に評価するものである。

従って、事業者の募集及び選定に当たっては、事業者が募集要項に記載する参加資格を有しており、かつ事業者の提案内容が要求水準を満たしていることを前提として、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

#### 2 募集・選定の手順及びスケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定に当たってのスケジュールは、次のとおりとする。

日 程	内 容
令和4年 3月 9日	募集の公告及び募集要項等の公表
3月 16日	募集要項に関する質問締切
3月 23日	募集要項に関する質問への回答の公表
3月 25日	参加表明書の提出受付締切
3月 29日	参加資格審査の確認通知
3月 30日	現場説明会（高槻市事業用地、関西将棋会館）※
3月 31日	要求水準書等に関する質問締切
4月 8日	要求水準書等に関する質問への回答の通知
5月 20日	提案書の提出受付締切
5月 下旬	提案書一次審査・ヒアリング実施者（3～5者）への通知
6月 月上旬	ヒアリングの実施・二次審査
6月 中旬	優先交渉権者等の決定
6月 下旬	契約の締結・結果公表

※実施概要については、別途参加表明者に通知する。

#### 3 応募者の備えるべき参加資格要件

##### (1) 応募者の構成等

本事業の応募者に備えるべき参加資格要件は、以下に定めるとおりとする。

応募者は、設計、建設、工事監理のいずれも行う1者のみの企業、又はそれぞれの業務を担う2者以上の企業から構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）で応募するものとし、2者以上で構成される応募グループは、代表企業を定め、代表企業が手続きを行う。なお、応募グループ内の代表企業以外の企業を構成企業とする。応募者は、参加表明書の提出日から本事業に係る契約の締結日まで参加資格要件を満たすものとする。

##### (2) 共通の参加資格要件

次のアからコまでのいずれにも該当しない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当すると認められる者

- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者。
- ウ 2 年以内に銀行取引停止処分を受けている者。
- エ 前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者。
- オ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続きの開始決定がなされている者。
- カ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条に定める指示又は営業停止を受けている者。
- キ 国税、地方税のいずれかを滞納している者。
- ク 本事業の技術支援業務の受託者と、資本金又は人事面において関連がある者。

受託者	株式会社 地域計画建築研究所 大阪事務所（大阪市中央区）
-----	------------------------------

なお、「資本金面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

- ケ 本事業の応募グループの代表企業、構成企業のいずれかの者で、他の応募グループの代表企業、構成企業として応募した者
- コ 第 3 5（1）に記載の新関西将棋会館整備事業者デザインビルド事業者選定プロポーザル審査委員会の委員が属する法人その他の団体でないこと。

### （3）各業務における応募者の資格要件

応募者の構成等は次のとおりとする。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。

#### ① 本施設の設計業務を行う者（以下「設計企業」という。）

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- イ 公告の日から参加表明書の提出期限の日までの期間に、建築士法第 26 条第 2 項の規定による監督処分を受けていない者（処分を受けた地域を問わない。）
- ウ 当該設計業務に管理技術者 1 名及び担当技術者を 1 名以上配置できる者
- エ 延床面積 1,900 m<sup>2</sup>以上の集会場又は事務所の設計実績（基本設計及び実施設計）を有していること。なお、当該実績は、募集の公告日から起算して過去 15 年間に完了したものに限る。

#### ② 本施設の建設業務を行う者（以下「建設企業」という。）

施工形態が特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）、単体企業のいずれの場合でも以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

- ア 建設業法第 3 条第 1 項の規定により建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- イ 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査の建築一式工事の総合評点（P）が 1,600 点以上であること。

ウ 延床面積 1,900 m<sup>2</sup>以上の集会場又は事務所の施工実績を有していること。なお、当該実績は、募集の公告日から起算して過去 15 年間に完了したものに限る。

③ 本施設の工事監理業務を行う者（以下「工事監理企業」という。）

- ア 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- イ 公告の日から参加表明書の提出期限の日までの期間に、建築士法第 26 条第 2 項の規定による監督処分を受けていない者（処分を受けた地域を問わない。）
- ウ 当該工事監理業務に管理技術者 1 名及び担当技術者を 1 名以上配置できる者
- エ 延床面積 1,900 m<sup>2</sup>以上の集会場又は事務所の工事監理実績を有していること。なお、当該実績は、募集の公告日から起算して過去 15 年間に完了したものに限る

(4) 参加表明書の提出日以降の取り扱い

参加資格を有すると認められた応募グループの代表企業、構成企業のいずれかの者が、参加表明書の提出日以降に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

- ア 参加表明書の提出日から優先交渉権者決定日までの間に、応募グループの代表企業、構成企業のいずれかの者に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、原則として失格とする。
- イ 優先交渉権者決定日から契約の締結日までの間に、応募グループの代表企業、構成企業のいずれかの者に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、連盟は契約を締結せず、又は優先交渉権者の資格剥奪を行うことがある。これにより契約を締結せず、又は優先交渉権者の資格が剥奪されても、連盟は一切責を負わない。ただし、連盟がやむを得ないと認めた場合は、連盟の承認を条件として参加資格要件を欠く応募グループの構成企業の変更ができるものとし、連盟は変更後の応募グループと契約を締結できるものとする。（代表企業の変更は認めない。）

4 募集手続等

(1) 募集要項に関する事項

① 募集要項に関する質問・意見及び回答の公表

募集要項に記載の内容に関して、質問・意見の受付及び回答の公表を以下の要領で行う。

ア 受付期間

令和 4 年 3 月 9 日（水）から 3 月 16 日（水）午後 5 時 00 分（必着）

イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「募集要項に関する質問書」（様式 1-1）に記入の上、電子メールでファイル添付にて提出のこと。

なお、電子メールの送信後、下記の提出先に電話での着信確認を行うこと（午前 10 時から午後 5 時までとする）。

ウ 提出先

本事業に関する担当部署（「第 5-3」に記載）

エ 回答の公表

質問に対する回答は、令和 4 年 3 月 23 日（水）（予定）に質問者全員に電子メールにて送付する。

## (2) 参加表明書の受付

### ① 提出書類

本事業に参加を希望する応募グループは、下表の参加表明書等を提出すること。各書類は様式集に記載の作成要領に従い作成すること。また、提出書類は、A4 サイズ二穴のファイルに綴じた状態で、正1部、副1部を持参により提出すること。

名称	様式	形式
参加表明書	2-1	Word
グループ構成表及び役割分担表	2-2	Word
委任状（代表企業）	2-3	Word
委任状（復代理人）	2-4	Word
参加資格審査申請書	2-5	Word
参加資格審査申請書添付書類	2-6	Word
類似業務実績（設計・建設）	2-7	Word
経営事項審査	—	—
会社パンフレット	—	—

### ② 受付期間・提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）によることとし、令和4年3月14日（月）～3月25日（金）午前10時00分から午後5時00分まで（必着）（土日祝日を除く）とする。参加表明書等を持参にて提出する際は、提出する前日の午後5時00分までに、本事業に関する担当部署へ電話にて来訪希望時間を連絡し調整すること。

なお、この際、協議により受付期間内で提出日時の変更を行うことがある。

### ③ 受付場所

本事業に関する担当部署（「第5-3」に記載）

## (3) 参加資格審査の確認通知

参加資格審査の確認の結果は、応募グループの代表企業へ令和4年3月29日（火）に電子メールで通知し、同日中にその旨を記載した文書を郵送する。

### ① 提案書番号の通知

提案書番号は、参加資格審査の確認結果の通知に付記するものとする。

### ② 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、本事業に関する担当部署に対して令和4年3月31日（木）までに書面を郵送にて提出し、理由の説明を求めることができる。連盟は説明を求められたときは、説明を求めた者に書面による回答を郵送する。

### ③ 応募の辞退

参加資格の確認を受けた応募グループが、応募を辞退する場合は、提案書の提出期限までに「応募辞退届」（様式 2-8）を提出すること。

## （４）要求水準書等に関する事項

### ① 要求水準書等に関する質問・意見及び回答の公表

要求水準書等に記載の内容に関して、質問・意見の受付及び回答の公表を以下の要領で行う。

#### ア 受付期間

令和 4 年 3 月 28 日（月）から 3 月 31 日（木）午後 5 時 00 分（必着）

#### イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「要求水準書等に関する質問書」（様式 1-2）に記入の上、電子メールでファイル添付にて提出のこと。

なお、電子メールの送信後、下記の提出先に電話での着信確認を行うこと（午前 10 時から午後 5 時までとする）。

#### ウ 提出先

本事業に関する担当部署（「第 5-3」に記載）

#### エ 回答の公表

質問に対する回答は、令和 4 年 4 月 8 日（金）（予定）に質問者全員に電子メールにて送付する。

## （５）提案書の提出

参加資格があると認められた参加者は、以下の要領で提案書を提出すること。

### ① 受付期間・提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）によることとし、令和 4 年 5 月 6 日（金）から 5 月 20 日（金）の午前 10 時 00 分から午後 5 時 00 分まで（最終日は午後 3 時 00 分までに必着）（土日祝日を除く）とする。提案書を持参にて提出する際は、提出する前日の午後 5 時 00 分までに、本事業に関する担当部署へ電話にて来訪希望時間を連絡し調整すること。

なお、この際、協議により受付期間内で提出日時の変更を行うことがある。

### ② 受付場所

本事業に関する担当部署（「第 5-3」に記載）

### ③ 提出部数

提案書は、正 1 部、副 15 部とする。また、提案書一式の電子データは CD-R 又は DVD-R を 2 部とする。

### ④ 提案書

提案書は下表による。各様式は様式集記載の下表において様式毎に指定された形式を使用して作成すること。

名称	様式	部数	サイズ	形式
提案提出書	3-1	正 1・副 15	A4	Word
要求水準に関する誓約書	3-2	正 1・副 15	A4	Word
提出書類チェックリスト	3-3	正 1・副 15	A4	Word
基本的事項に関する確認書	3-4	正 1・副 15	A4	Word
1. 事業全体に関する事項				
事業全体及びその他に関する提案	3-5	正 1・副 15	A3	Word
2. 設計等に関する事項				
評価項目(1)～(6)についての提案 1	3-6	正 1・副 15	A3	Word
評価項目(1)～(6)についての提案 2	3-7	正 1・副 15	A3	Word
評価項目(1)～(6)についての提案 3	3-8	正 1・副 15	A3	Word
3. 施工に関する事項				
施工に関する提案	3-9	正 1・副 15	A3	Word
4. 価格に関する事項				
表紙	3-10	正 1・副 15	A4	Word
価格提案書	3-11	正 1・副 15	A4	Word
提案価格内訳書	3-12	正 1・副 15	A4	Word
4. 設計図書に関する提出書類				
表紙	3-13	正 1・副 15	A3	Word
建築計画概要及び面積表	-	正 1・副 15	A3	PDF
全体配置図（隣接公園の外構計画提案含む）	-	正 1・副 15	A3	PDF
各階平面図	-	正 1・副 15	A3	PDF
断面図	-	正 1・副 15	A3	PDF
立面図	-	正 1・副 15	A3	PDF
全体鳥瞰図（パース）	-	正 1・副 15	A3	PDF
事業実施工程表	-	正 1・副 15	A3	PDF

## ⑤ 提案書の作成要領

提案書は、各様式の所定の欄に、参加資格の確認結果の通知に記載した提案書番号を記載すること。また、各様式は様式集記載の作成要領に従い作成すること。

## ⑥ 本事業に関する提案内容を記載した提案書の取扱い

### ア 著作権

本事業に関する提案書の著作権は応募グループに帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表時及びその他連盟が必要と認める時には、連盟は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、高槻市に提案書の一部を無償で使用されることを妨げないものとする。契約に至らなかった応募グループから提出された資料については、本事業の公表以外には応募グループに無断で使用しないものとする。

#### イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び外国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募グループが負うものとする。

#### ウ 連盟からの提示資料の取扱い

連盟が提供する資料は、募集に係る検討以外の目的で使用することはできない。

#### エ 複数提案の禁止

応募グループは、1つの提案しか行うことができない。

#### オ 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

#### カ 使用言語、単位及び時刻

募集に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

### ⑦ 応募に当たっての留意事項

#### ア 募集要項の承諾

応募グループは、募集要項の記載内容を承諾の上、応募すること。

#### イ 費用負担等

提案書の作成及び提出等募集に関し必要な費用は、すべて応募グループの負担とする。

#### ウ 応募の棄権及び辞退

提案書番号の交付を受けた応募グループが、提案書の提出期限までに提出しない場合は、棄権したものとみなす。参加資格の確認結果の通知を送付された応募グループが応募を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を持参すること。

#### エ 公正な募集の確保

応募グループは「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 23 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に募集を実施できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該応募グループを参加させず、又は募集を延期し、若しくは取り止めることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

#### オ 募集の中止・延期

募集が公正に実施することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、募集を延期し、若しくは取り止めることがある。

#### カ 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ・参加資格がない者による応募
- ・代表企業以外の者による応募
- ・提案書に虚偽の記載をした者による応募
- ・記名押印のない提案書による応募
- ・誤字、脱字等により意思表示が不明確な応募
- ・応募グループ及びその代理人のした 2 以上の応募
- ・その他募集に関する条件に違反した応募

## (6) 募集価格

募集価格（事業費上限額）：930,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 5 優先交渉権者の選定及び決定

### (1) 審査の体制

連盟は、本事業において募集を実施するに際し、中立かつ公正な事業者の選定が行われるよう審議を行うことを目的として、新関西将棋会館整備事業デザインビルド事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」とする。）を設置する。

#### 新関西将棋会館整備事業デザインビルド事業者選定プロポーザル審査委員会

氏名	所属
谷川 浩司	日本将棋連盟 九段・ 創立100周年事業・東西将棋会館建設委員会 副委員長(関西統括)
脇 謙二	日本将棋連盟 九段・日本将棋連盟専務理事
門内 輝行	大阪芸術大学教授・京都大学名誉教授
金箱 温春	東京工業大学特定教授・金箱構造設計事務所代表取締役
近本 智行	立命館大学教授

(順不同、敬称略)

応募者が故意に委員に接触し、不正行為を行ったと認められる場合は、審査対象から除外することとする。

なお、事業者の募集、審査及び優先交渉権者の決定の過程において、応募者がいないなどの理由により、本事業を事業者が実施することが適当でないと判断された場合には、優先交渉権者を決定しないこととし、その旨を速やかに公表する。

### (2) 選定の方法

#### ① 審査の基準

選定委員会において、事業者選定基準に基づき、提案内容を総合的に審査する。審査の内容についての詳細は、本事業に参加しようとする者に交付する事業者選定基準による。

なお、応募グループが1者のみの場合でも、本プロポーザルは有効に成立するものとする。

#### ② 提案内容に関するヒアリングの実施

審査委員会にて提案書のみを対象とした一次審査を行い、二次審査対象と判断した応募グループ（3～5者程度）に対して、令和4年6月上旬に提案内容に関するヒアリングを実施する。ヒアリングは、応募グループが提案内容に関するプレゼンテーションを行い、審査委員が質疑等のヒアリングを行うことを想定している。実施日時及び開催場所、進行等の詳細については、応募グループの代表企業に対して後日連絡を行う。

なお、新型コロナウイルス感染拡大等、安全性を確保するのが困難な場合は適切な方法による実施、又は中止とする場合がある。

### (3) 優先交渉権者等の決定及び公表

#### ① 優先交渉権者等の決定

連盟は、(2)の審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

#### ② 結果及び評価の公表

募集結果は、令和4年6月中に応募グループの代表企業すべてへ文書で通知し、併せて審査結果を本事業に関する担当部署のホームページ上で公表する予定である。なお、電話等による問い合わせには応じない。

## 第4 契約に関する基本的な考え方

### 1 契約内容についての協議

連盟は提案内容に基づき、優先交渉権者と契約内容についての協議を行い、当該協議の内容に基づき、優先交渉権者と契約を締結するものとする。

### 2 前払金について

設計業務及び工事監理業務については、前払いを行わない。

建設業務については、前払金として建設工事費の2割を支払い、残額については、建設業務の完了後に支払うものとする。

### 3 契約の締結

連盟は、優先交渉権者と令和4年6月下旬に設計施工契約の締結を予定している。

### 4 応募及び契約締結に伴う費用負担

応募に係る費用及び契約締結に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

### 5 契約の解釈について疑義が生じた場合の措置

契約の解釈について疑義が生じた場合、連盟と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、契約書に規定する具体的措置に従う。

また、本事業に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第5 その他事業の実施に関し必要な事項

### 1 連盟からの提示資料の取り扱い

連盟が提供する資料は、本事業の応募に関する検討以外の目的で使用してはならない。

### 2 審査委員会からの要請への対応

連盟は、契約締結後に、審査委員会の指摘のもとに優先交渉権者へ要請すべき事項が生じた場合はその内容を直ちに優先交渉権者に通知するものとし、優先交渉権者は、その内容が基本条件図書の内容やその趣旨から逸脱しない範囲の事項であれば、連盟の要請する事項にできる限り応じるよう努めなければならない。

### 3 本事業に関する担当部署

名 称	公益社団法人日本将棋連盟東西将棋会館建設委員会事務局
郵便番号	553-0003
住 所	大阪市福島区福島 6-3-11
電話番号	06-6131-4320
ファックス番号	06-6451-3626
電子メールアドレス	<a href="mailto:kansai-kaikan@shogi.or.jp">kansai-kaikan@shogi.or.jp</a>
ホームページアドレス	<a href="https://www.kansai-shogi.info/">https://www.kansai-shogi.info/</a>